

第三日 平成二十六年三月十三日

開 議 午前十時

○議長（野呂日出男君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は十四名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第一、議案第三号藤崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三号を採決いたします。議案第三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三号は原案のとおり可決されました。

日程第二、議案第四号藤崎町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四号を採決いたします。議案第四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第四号は原案のとおり可決されました。

日程第三、議案第五号藤崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五号を採決いたします。議案第五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第五号は原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第六号藤崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六号を採決いたします。議案第六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第六号は原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第七号藤崎町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七号を採決いたします。議案第七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七号は原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第八号藤崎町地域包括支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八号を採決いたします。議案第八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八号は原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第九号藤崎町社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九号を採決いたします。議案第九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第九号は原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第十号藤崎町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十号を採決いたします。議案第十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十号は原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第十一号藤崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十一号を採決いたします。議案第十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十一号は原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第十二号藤崎町町営住宅条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十二号を採決いたします。議案第十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十二号は原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第十三号藤崎町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

条例改正案が提案されておるのですけれども、この中で例えば電柱、電話柱といいますが、そういう占有物件に対する課税でありますけれども、これを見ますと第一種でも第三種の電柱でもいいんですけれども、例えば第一種の電柱ですと四百六十円から三百六十円ですか――に加えるということなんですけれども、それから変圧器なども四百円から三百十円などに下げているというふうに受け取ったんですけれども、これを提案したのは、例えば料金をどういうものを参考にして立てたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

これは道路法の施行令の一部の改正ということで、国のほうから示された金額でございますが、この金額につきましては下がっているわけですが、その要因といたしましては平成二十四年度に行われた固定資産税の評価額の評価がえと、地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえてこういう結果になったということでございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

賃料の変動などを加味して下げているのは下げているんだということですが、これに基づく年間の収入というのは、これに基づくというのは占用料を徴収して大体どれぐらいになっていらっしゃるものなんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前十時八分

---

再 開 午前十時九分

○議長（野呂日出男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

お答えいたします。

道路占用料として、年間では百四十五万円ほどを見込んでおります。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十三号を採決いたします。議案第十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十三号は原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第十四号藤崎町公営企業会計の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

従来と変えて、建設改良資金をもつてもなお欠損金に残額があるときは資本剰余金をもつて埋めることができる、削るということなんですか。もうちょっと詳しく説明していただけたらなと思います。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

削る、であります。欠損をまず埋める財源としましては、利益積立金、建設改良積立金、資本剰余金と、この順番で欠損金がある場合は埋めていくわけですがけれども、今回の新会計制度になりまして、資本剰余金という額を全て長期前受け金に持っていくということから、資本剰余金という概念がなくなりました。ということで、この欠損金を資本剰余金で埋めるということは不可能であろうということで、今回のこういう条例となりました。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

従来、当期の剰余が出た場合、減債積立金に充てるとかという取り扱いをしていたわけですね。剰余が出た場合ですね。それはそれとして、そういう取り扱いなりは変わってはいかないんですね。まず、そのことをお聞きします。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

これはあくまでも欠損を埋める財源でございます。したがって、利益が出た場合は今ご指摘のとおり減債積立金に

積んだ後、企業債の償還に充てるということになります。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十四号を採決いたします。議案第十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十四号は原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第十五号平成二十五年度藤崎町水道事業会計資本金の額の減少についてを議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

これは、富柳の浄水場にかかわる水道資産を一般会計に無償譲渡するということを議案として提案されているんですけども、これをおやぐまぎの内部の会計のやりくりで結果的には無償譲渡するということにしたんだと、提案しているんだと思いますけれども、これは有償で譲渡するとか、そういうことは可能なんですか。可能なかどうか、またその点についてどのような協議がされたのか、明らかにしていただきたい。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

結論から申しますと、有償譲渡も可能でございます。ただし、今この旧富柳の浄水場で使われている、建設課で消融雪

溝の水源として使っておりますので、その辺を考慮いたしまして今回は無償譲渡にしたということでございます。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

建設課で消融雪溝のポンプとしてポンプ水量確保のために使っていると。残存価格は四百二十三万ほどでありますけれども、この今後の利用状態はそういう融雪溝に使うという説明なんですけれども、今後はそれでは一切合財町で責任を持って管理していくというふうになるわけですね。当たり前のようなことですが、改めて確認のためにお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

水道課から建設課のほうで引き継ぎましたので、我がほうで管理していく予定でございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十五号を採決いたします。議案第十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十五号は原案のとおり可決されました。

日程第十四、議案第十六号平成二十六年藤崎町水道事業会計及び藤崎町下水道事業会計の資本金の額の減少についてを議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

提案理由のところでは資本金の減少の理由ということで、繰り延べ収益、長期前受け金に必要とする額とその財源となる資本剰余金からの振替額に乖離が生じたため、資本金を減少するということとあります。それで、その乖離が生じたという理由の前に、きのうも新会計制度の説明も私ども受けたのでありますけれども、そうしますと、乖離の理由を明らかにしていただきたいということと、きのう説明の中ではバランスシートの問題でありますけれども、資産の部では二十六年決算予定では百二十五億円ほどから百八億円ほどに下水道などはなるんだという説明もしておるんですけども、乖離の理由とともに資産の評価というのをきちんともう既にやっちゃってこういう結論が出たということに理解してよろしいんですか。その点お聞きしたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

お答えいたします。

まず、乖離理由でございます。乖離理由の一番大きな理由は、常盤村と藤崎町が合併した時点で、会計統合もしております。その際に、本来であれば資本剰余金にあるべきものを資本金に持って行ってしまったという経緯がございまして、今回、新会計制度に移行する場合に資本剰余金であれば当然資本剰余金イコール長期前受け額にならなければならないのですが、合併当初、資本金に持って行ってしまった経緯がございまして、今回の乖離理由の一番大きな原

困であろうかと思えます。

この長期前受け金のもとになります、大体水道事業であれば五億四千万円、下水道事業であれば七十二億円ほどの長期前受け金が必要になったわけですけれども、この必要額というのは開始当初からの決算統計、あるいはまた決算書をもとにしてきちんと精査した額でございます。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

一番大きな理由が旧常盤の会計統合に当たっての振り分けといいますか、分離の仕方に大きな問題があったということなんですけれども、休憩中でもいいんですけれども、つまり補助金としたものを長期前受け金というふうな取り扱いをして会計基準を変えていくというのをきのうからも説明を受けているんですけれども、この五十九ページの長期前受け金と長期振替財源等というような金額的に水道事業と下水道事業会計について数字的に説明していきますよね。これをもうちょっと詳しく私にもわかるように説明していただけたらなと思うんですけれども、どうでしょうか。休憩でもよろしいです。

○議長（野呂日出男君）

暫時休憩いたします。休憩中にお願ひします。

休 憩 午前十時二十分

---

再 開 午前十時二十九分

○議長（野呂日出男君）

休憩前を取り消し、会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

いわゆる旧来の会計制度の中ではバランスシートの中で借入資本金や資本剰余金、これらをバランスシートの負債のほうに移すというか移行処理、内容を変えていくということによって生ずるわけなんでしょうけれども、結局、資本金を減資しなければならないと、結局従来よりも負債、資本のバランスシートが下水道会計でいけば百億円ちょっとなんでしょうけれども、いずれにしてもこれによって課長は全体としてはこれは厳しい、会計処理上、今後の運営をしていく上で厳しいようなことを言っていたんですけれども、減資をすることによってどういうことが考えられるかということについて改めてお聞きしたいと思います。結論を言えば、減資をしなければならないと、それが新しい会計基準に合わせてやることになって今提案しているんですけれども、これによって今後の下水道運営にどういう影響があるのかという、今後の会計処理を変えることによってどういう、新会計全面適用したことによってどういう影響が出てきそうだということを考えていらっしゃるのかということをお聞きします。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

きのうも下水道事業が非常に厳しいと、将来的には債務超過に陥る危険性があるということでした、新会計制度によって今現在は資産でいけば百八億、負債でいけば百七億ございますので、まだ債務超過の状況ではございません。今後、一般会計の繰入金が減額される、あるいはまた人口減によって下水道収入が少なくなる、あるいはまたこのまま普及率が伸びないという状況で、そういう現金流動資産のところかふえなければ債務超過の危険性に陥るということございまして、今回の会計制度が変わったということによることではございません。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

一つだけ確認します。

地方自治体の財政健全化四法というのがあると思いますけれども、多分この会計年度というんですか、これが基準になれば二番の資金不足比率、連結実質赤字比率のところの流動資産と流動負債のところの金額が変わってくると思うんですよ、現実問題として。今の先日いただいた資料の九ページでいくと、下水道会計は流動資産のほうが新会計年度になれば資料の中では約一億円、負債のほうが新会計年度になれば流動負債のほうが四・五億円になれば、流動資産よりも流動負債のほうが多くなってくるので、そのバランス、今までと変わってくると思うんですね。私が危惧するのは、今の会計年度が変わっているのはいいんですが、こういう大事な指数のところの影響が出てくる可能性があるのではないかと私は思っているんですけれども、まずその点、この会計年度によってそこの私が今説明したところの指数に影響を与えるのか与えないのか、まずお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（幸田信雄君）

当然ながら、今、議員ご指摘の流動負債のところはふえて流動資産がそのままであれば、当然そういう懸念はございますけれども、国のほうからはそういう指標に関しては特例というものが出ておりまして、今現在はその影響が出るものではないと考えております。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十六号を採決いたします。議案第十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十六号は原案のとおり可決されました。

日程第十五、議案第十七号新町建設計画の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

新町建設計画、五年ほど延ばすということについては異議がないわけでありますけれども、その中で一つ、町長も言っておりましたけれども、資料の中にも財政見通し、財政計画というのが示されております。消費税が八%に上がって消費税交付金はふえる、しかし、地方交付税は減るだろうというふうに全体的には流れとしてはそうなっていくんでしょうけれども、いずれにしても算定がえの問題も含んでおるので、町長は四億、五億減るのではないかというふうな言い方もしていたような気もするんですけれども、その交付税の平成二十六年以降三十一年度までについてはどういうふうな見方をしていらっしゃるんでしょうか。それから、三十一年以降はどういうふうに見据えていらっしゃるのかという財政の見通しをお聞きしたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

ご指摘の財政計画につきましては、非常に厳しい見方を持っております。合併算定がえによりまして、現在、我が町に通常よりも多く交付されている額が昨年度の実績で五億五千万円、ことしの交付税では約六億円が多く来ていると。それが二十七年度からはそれぞれ一〇%、三〇%、五〇%、七〇%、九〇%という形でその算定がえの分、本年度でいえば六億の一〇%であれば六千万円、そういう形で下がっていくことを想定して、今回、新町建設計画の財政計画を策定しております。ただ、この件に関しましては、県のほうとの協議の結果ご指摘がありまして、その内容といたしましては、それを埋めるための財政調整基金の取り崩しの減少が予想されるので、より一層行財政改革をして歳出の削減に努めることという意見も賜っておりますので、これにつきましては慎重にやっていく予定でございます。ただ、三十五年以降となればまた交付税制度、または国の財政状況等いろいろありますので、今回はさらに五年分のところで今回財政運営計画を策定したものでございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

より一層の行革ぐらいいいんでしょうけれども、いいんでしょうけれどもというのはより一層行革をしてくださいということまで県では指摘している。それに備えて積立金もしておるわけですがけれども、その減額率は一〇%、三〇%、五〇%とかというのは年度ごとにそれでスタートしていくんですか。見積もりというか、財政計画によると三十一年度は地方交付税は三十億ほど見ておるんですけれども、年度ごとに一〇%、三〇%と減っていくということなんですか。それとも三十一年度までは三〇%ぐらいでおくんだという、その辺もうちょっと見通しを、三十一年度以降はいいにしても、三十一年度までどういうふうな削減で進むのかということをお聞きします。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

この合併算定がえという制度は、合併の特例に関する法律の中で規定されておまして、地方交付税の算定の特例というところを引用してございます。それによりますと、合併した市町村は十年間、従来の町村の算定によって、その合算によって交付することになっているんですけれども、その特例が切れるのが十年後ということで、平成二十七年度から切れると。その中で二十七年度はその特例部分を一〇％減じますよと、二十八年度は三〇％減じますよというふうにして、五年間でその特例部分の一〇〇％と。ちなみに初年度が一〇％、二年度目が三〇％、三年度目が五〇％、四年度目が七〇％、五年度目が九〇％で、五年間でその分を削って、その次の年からは一万六千人規模の町と同じ交付税を受けるという仕組みになってございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十七号を採決いたします。議案第十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十七号は原案のとおり可決されました。

日程第十六、議案第十八号工事の請負契約の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十八号を採決いたします。議案第十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十八号は原案のとおり可決されました。

日程第十七、議案第十九号工事の請負契約の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十九号を採決いたします。議案第十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十九号は原案のとおり可決されました。

日程第十八、議案第二十号工事の請負契約の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十号を採決いたします。議案第二十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十号は原案のとおり可決されました。

日程第十九、議案第二十一号平成二十五年度藤崎町一般会計補正予算（第十回）案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

建設土木費ですので建設課だと思いますけれども、ページ数は十九ページです。土木費の道路維持費、光熱水費二百六十万円追加、除雪事業費の二百八十五万円燃料費追加というふうになっておるんですけれども、その内容を明らかにしていただきたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

この項目につきましては、消融雪溝のポンプの稼働にかかわる電気料及び常盤地下道のロードヒーティング、あと藤崎の歩道のロードヒーティングの電気料、それからあと両除雪センターの水道及びやすらぎの駐車帯の水道料等の項目でございます、その中で今回の補正につきましては主に消融雪溝の電気料にかかわる増加分が主なものでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

二百六十万円の光熱水費、これが消融雪溝にかかわる電気料だということなんですか。つまり電気料はロードヒーティングやったところと地下道のトンネルもありますので、それ二つ合わせて二百六十万円追加したということなんですか。そういう光熱水費の追加部分をもうちょっと詳しく説明していただきたいということです。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

ここにつきましては、十二月にもここにつきましては補正してございますが、この藤崎地区のロードヒーティングにつきましては十二月の補正で対応しておりますが、その後、一月末の使用状況を考えまして、この後二月、三月分の支出見込みを立てたところ、ロードヒーティングの部分については十二月の補正でほぼ間に合うような積算でございましたが、消融雪溝の電気料につきましては百八十万円ほど不足が生じたということでございます。あと八十万円につきましては、それ以前の水道料あるいは各種の電気料、そういうものの不足分ということでございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ことは雪が少なく、少ないと思ったらちょっと降って、それにしても半分程度かなと思っておるんですけども、そうしますとロードヒーティングそのものに十二、一、二、三月というか、年間ベースでいけばどれぐらいかかることになるんですか、電気料というのが。藤崎地区はどれぐらいかかっているのかということ、歩道のためにヒーティングやった施設ですね。年間ベースでいけばどれぐらいかかっているんですか。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

お答えします。

二月まではもう既に電気料の請求が来て、実績が出ております。藤崎地区の歩道のロードヒーティングにつきましては百五十万円、それで常盤地区につきましては百三十万円でございます。あと三月一月分あるんですが、あと推計になるんですが、藤崎地区につきましてはワンシーズン百八十万円、常盤地区につきましては百五十万円ほどを見込んでおり

ます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

関連してお聞きしますけれども、ことしは除雪車といいますか、ロータリーはそれなりに走っていますけれども、ことしは除雪の出動回数というか、そういうのはどのような状況だったのかということとあわせて、去年と比べてですね。それから、去年はいろいろな苦情が出ていましたけれども、そういう苦情の件数や内容についてどういうふうにして今までのところ受けとめていらっしゃるのか。除雪事業にかかわることですのでお聞きしたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

建設課長。

○建設課長（対馬猛清君）

除雪の出動回数につきましては、昨年は三十一回です。ことしにつきましては、委託期間が三月十日まででございましたが、それにつきましては二十七回の出動でございました。あと苦情件数につきましては、ことしにつきましては百二十件ほどということですが、その中で、この苦情につきましてはあと消融雪溝やその他いろいろもろもろ苦情がありますけれども、苦情件数も入っておりますけれども、除雪に関しましての苦情というものは余りほとんどなかったということですが、一月にちょっと雪が続いたときがございましたが、そのときの苦情というのはやはり雪の量が向かいに比べて多いとか、雪を家の前に多く置いていったとか、そういう苦情が主なものでございました。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

これは十四ページ、簡易委託駅業務費三十九万六千円。この委託料を追加した理由が何なのかをまずお聞きしたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

この駅の業務委託は商工会さんのほうに毎年お願いしているわけですが、今回の追加分は光熱水費の主に電気料でございます。実は今年度は雪が少なかったというものの、実は去年からの蓄積、去年の四月分からの蓄積で支払っていたところ、どうしても不足分が生じたということで今回補正させていただきました。

○議長（野呂日出男君）

ほかに。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

何か施設の年間の委託契約の中には電気料だとかそういうのは別個扱いになっているということなんですか。その点で、だから今追加して払ったということに理解してよろしいんですか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

この委託料の中には、上下水道料、それから駅駐車場の電気料、ぽっぼらの自由通路電気料、それから西口の広場の融雪電気料、コミュニティ警備業務とそれから灯油代と、こういったものを入れて委託しているものでございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかにありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

私はまたそういうものも年間ベースで基本的に決まっていて、今回電気料も余計かかるようになったからその追加分なのかなというふうに理解もしていたんですけども、それで関連して一点だけお聞きします。切符を買くと、あそこで切符を売りさばきしていますよね。そうしますと、手数料が秋田鉄道管理局なりから役場に入ってくるんですよね。その額はどれぐらいの額なのか、その辺をもしわかっていたらお知らせいただけたらなと思います。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

かつてはそういう形で町が委託を受けて経営した時期もございました。現在は商工会さんに直接振り込まれている形をとっていると思います。金額につきましては、当時歳入で百万から百五十万の間ということで、盛んに駅の業務の中で切符を売れば収益が上がるということで、現在も商工会さんのほうでは切符は北常盤駅から買いましょうというようなことを行っております。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

北常盤駅から買いましょうというふうなコマーシャル、駅の中にはあるような気がするんですけども、そうすれば収

入面は委託先の商工会に支払われているというように理解を変えなくちゃなと思ったんですけれども、いずれにしてももっと、何か聞くところによると、予算審議の中でも出たように思っているんですけれども、あそこの委託を受けていた方が三月いっぱいやめるとかそういう問題も含めて、商工会さんともっと連携を密にして切符の売りさばきをふやすことも含めて協議が必要なんじゃないかなと思っておりますけれども、その点はどういう認識なのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

浅利議員のおっしゃるとおりだと思います。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

ページ数は十七ページです。第四款衛生費一項保健衛生費九目がん検診推進事業費の五百四万六千円の減額の理由をお知らせください。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答え申し上げます。

がん検診については、四款一項三目の予防費と、それから今、議員ご指摘のがん検診推進事業費のここのがん検診委託料というところに予算措置されておるものでございます。その仕分けの仕方といたしましては、この九目のがん検診

推進事業のほうは全て無料という項目のがん検診を扱っておりまして、具体的にはクーポン券を対象者のほうに送付して、がんの検診を受けてくださいというやり方で実施しておるものでございまして、実際の無料のほうのがん検診の伸び率が実際上ふえなかったということございまして、具体的には子宮がんの検診が全体で当初二百四人見込んだものが百二十三名、乳がん検診が五百九十四人予算措置したものが百五十九名、大腸がん五百四十一名に対して百六十一名という実績になりましたので、その差額を減額したということございまして。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。鶴賀谷 貴君。

○四番（鶴賀谷 貴君）

そうすれば、当初町で検診を受けていただく人数を把握したんですけれども、実際はそれ以下だという考え方という形だと思えるんですけれども、これ町では当初何%ぐらいの受診率を見て、現実に何%ぐらいになったのかという手元に資料があればお知らせください。なければないで結構でございます。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

今ちょっと手元に資料を持ってはいないのですが……（「いい、いい、なければいい」の声あり）ちょっとお待ちください。（「聞きに行きますので、いいです」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

今のと関係してです。無料部分のがん検診が予想を、早い話が大きく下回って伸びなかったということなんですけれども、前年度というか、そういうものと比べてはどうだったのかということはどうなんでしょうか。

それからもう一つは、伸びなかった理由は、青森県の短命というか、そういうものとも関係あるのかもしれないけれども、伸びなかった理由は受けなかったからだというふうなことなのかどうか、その辺はどういうふうに捉えていらっしゃるのか。無料のほうが伸びないというのはどういう要因だと捉えていらっしゃるのか、お聞きします。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

まず、伸びなかった要因というのはですね、先ほどちょっと九目の無料のほうのがん検診について補足で説明いたしたいのですが、ここのがん検診の九目の推進事業に関しては、節目節目の検診ということでの国の事業の検診でございます。本来であれば無料なので当然ふえていかなければならないわけですが、これは当課のPRとかそれから指導不足ということでないかと言われればそういうことになるわけでありまして。今後は一層、そういう予防教育に力を入れて進めてまいりたいと考えております。

それから、がん検診率そのものがどのような推移を示しているかということですが、これにつきましてはこれまでの議会等の質問にもあったかと思いますが、今年度に関してはこの九目以外の予防費のほうのがん検診、それから特定健診についての一部負担金は軽減しております。そういうことから、全体的にはこれは伸びているということがございます。二十五年度の現在の実績見込みでは、二十四年度に比較しても伸びてきていると。ただ、予算化した人数と比較すれば、済みませんが、こういう結果で減額という形になったということでご理解していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十一号を採決いたします。議案第二十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十一号は原案のとおり可決されました。

日程第二十、議案第二十二号平成二十五年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第四回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十二号を採決いたします。議案第二十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十二号は原案のとおり可決されました。

日程第二十一、議案第二十三号平成二十五年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第四回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十三号を採決いたします。議案第二十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十三号は原案のとおり可決されました。

日程第二十二、議案第二十四号平成二十五年度藤崎町水道事業会計補正予算（第三回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十四号を採決いたします。議案第二十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十四号は原案のとおり可決されました。

日程第二十三、議案第二十五号平成二十五年度藤崎町農業集落排水事業会計補正予算（第四回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十五号を採決いたします。

議案第二十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十五号は原案のとおり可決されました。

日程第二十四、議案第二十六号平成二十五年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第四回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十六号を採決いたします。議案第二十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十六号は原案のとおり可決されました。

日程第二十五、予算特別委員会報告を議題とします。

お諮りいたします。本件は議員全員で構成する予算特別委員会の審査であり、委員長から報告書が提出され、お手元に配付しているとおりであります。委員長報告は会議規則第三十九条第三項の規定により、省略いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

また、次に、平成二十六年各会計予算案の議案第二十七号から議案第三十二号までは、議員全員による予算特別委員会で審査いたしましたので、説明、質疑及び討論を省略し、採決いたします。

日程第二十六、議案第二十七号平成二十六年藤崎町一般会計予算案を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

討論がないというふうに私聞きましたので、平成二十六年年度予算は総額七十八億八千五百万円余の予算であり、町民の暮らしや福祉、教育につながる予算であります。しかしながら、消費税五％から八％への引き上げによる初年度予算であります。本年度におきましては、水道料金の引き上げ、給食費の引き上げなど実施されているところでもありますけれども、結局、国の借金のツケを消費税で賄う、消費税増税で庶民増税によって予算編成をしていく、そういう予算の始まりでもありますので、格差と貧困をさらに広げ、追い打ちをかけていく税制のゆがみをさらに拡大していくものだと思って、本予算に反対するものであります。

第二には子供の医療費、積極的に町長も取り組んできたところでもありますけれども、就学前まで所得制限をなくすべきであるという点であります。

第三は、児童クラブ指導員や給食調理員などの処遇改善がほとんど見られないということでもあります。

第四は、住宅リフォーム助成制度は廃止されましたが、使い勝手のよい制度として制度変更を工夫して残すべきだということでもあります。

以上の点から、本平成二十六年年度予算については賛成できない、同意できないということを表明したいと思います。

○議長（野呂日出男君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。清水孝夫君。

○三番（清水孝夫君）

議案第二十七号平成二十六年年度藤崎町一般会計予算案に賛成するものであります。

理由は、我が町を取り巻く財政状況は依然として厳しい中、国の補正予算事業、また今年度に引き続き総額八億五千五百万円、青森県内町村第一位の交付額を活用し、農業者トレーニングセンター改修工事、ふれあいずーむ館改修工事、また合併特例債を活用しての藤崎老人福祉センター改修工事、北分署移転改築工事、また国の社会資本整備交付金事業

を活用しての町営住宅二期工事、さらには町の県内外に発信しながら基幹産業の農業所得向上を目指すべく農産物拠点づくり基本構想委託料等のハード事業の積極的实施予算であります。また、少子化対策、高齢者対策、障害者対策、現行対策に助成する予算、町の基幹産業であるリンゴや米を中心とした農業全般の生産力強化や各種団体に対する補助金、そして町経済の活性化につなげていくためのプレミアム商品券発行補助金、観光ガイド作成、東日本大震災により復旧復興がまだまだ続いている岩手県田野畑村の子供たちとの交流を進めるための補助金などが含まれております。町村合併をして十年目、一本化されたふじさき秋まつりや新藤崎音頭の制作予算、また町内会がみずからまちづくりに活動を支援する藤崎地域活性化助成金などなど、町民が主役の活力あるまちづくりの予算がぎっしり詰まっております。

よって、本議案、平成二十六年藤崎町一般会計予算案に賛成するものであります。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第二十七号を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第二十七号は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、議案第二十七号は原案のとおり可決されました。

日程第二十七、議案第二十八号平成二十六年藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第二十八、議案第二十九号平成二十六年藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第二十九、議案第三十号平成二十六年藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第三十、議案第三十一号平成二十六年藤崎町水道事業会計予算案を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので、討論を行います。

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

平成二十六年藤崎町水道事業会計予算についてであります。

この水道事業会計に賛成できません。その理由は、八％への消費税アップ、値上げ分、年間ベースでいきますと一千万円ほどになりますが、当面、本年度分については値上げをしない措置を講ずるべきであると思うからであります。負担軽減措置をとるべきだということでもあります。その原資は一般会計からの基準外繰り入れや、あるいはまた他会計に対する貸付金の回収も含めて措置すべきであるということでもあります。

もう一つは、メーター使用料は取るべきでないということから、平成二十六年水道会計に反対であります。

○議長（野呂日出男君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。一番奈良完治君。

○一番（奈良完治君）

この予算については、水道資産評価システム構築事業のほか、緊急用浄水装置購入、また広報車車両購入費など、これからの町民に対する安心安全な水を供給するための予算のように思い、賛成であります。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第三十一号を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第三十一号は原案のとおり決することに賛成の方は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、議案第三十一号は原案のとおり可決されました。

日程第三十一、議案第三十二号平成二十六年藤崎町下水道事業会計予算案を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第三十二、常任委員会報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長から報告を願います。総務産業常任委員長、清水孝夫君。

○総務産業常任委員長（清水孝夫君）

総務産業常任委員会より、閉会中の所管事務調査の件についてご報告申し上げます。

去る一月十七日、常任委員会を開催し、契約入札に関することについて集中審議いたしました。担当課からの説明では、まず藤崎町指名競争入札の概要（入札から契約までの流れ）についての説明がありました。さらに、平成二十四年度藤崎町公共事業等の入札分析結果の説明があり、平均落札額が工事発注では九四・〇四％、委託発注では六九・二四％、物品発注では七七・〇八％であるということが報告され、工事発注、委託発注及び物品発注のそれぞれに関する入札価格階級別集計結果の説明では、各入札価格区分における町内町外業者の落札結果状況についても報告されました。

また、随意契約についての説明があり、地方自治法施行令での取り決め、町財務規則での取り決め、それらを踏まえた随意契約の実際の運用事例などの説明がありました。加えて、平成二十四年度の工事関連、委託関連及び物品関連における随意契約の契約状況の報告もありました。

これに対し、委員からは業者の指名願の関係、業者のランクづけの関係及び変更契約の関係等について質問がなされ、それぞれ対応状況が説明されました。

以上、総務産業常任委員会で集中審議がなされたことを報告いたします。

○議長（野呂日出男君）

総務産業常任委員会の報告が終わりました。

次に、民生教育常任委員長から報告を求めます。民生教育常任委員長、小野 稔君。

○民生教育常任委員長（小野 稔君）

民生教育常任委員会より、閉会中の所管事務調査の件についてご報告申し上げます。

去る一月十七日、常任委員会を開催し、小中学校に関することの中の常盤小学校改築事業等の進捗状況について集中審議した後、常盤小学校改築事業等の現地視察を実施しました。

工事の進捗状況の説明では、常盤小学校改築工事のうちの建築工事の出来高が十二月末現在において七三・五％に達しており、また常盤小学校屋内運動場改築工事の出来高が同じく十二月末現在において七八・五％に達しており、どちらも計画どおりに進んでいることが報告されました。

続いて、現場視察を実施し、現場の責任者から現在の進捗状況及び今後のスケジュール等について説明を受けながら、工事の現状を確認しました。

以上で、民生教育常任委員会報告といたします。

○議長（野呂日出男君）

民生教育常任委員会の報告が終わりました。

日程第三十三、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の調査のための特定事件の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定いたしました。

日程第三十四、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りいたします。各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の調査のため特定事件の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり決定いたしました。

これをもって本定例会の会議に付議された事件の全ては終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、平成二十六年第一回藤崎町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十一時二十一分

---

地方自治法第二百三十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 野 呂 日 出 男

署名議員 小 野 稔

署名議員 藤 林 公 正

署名議員 吉 村 忠 男